

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」を

「第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）

第四節 職制（第十七条―第二十九条）」に改める。

第三条の見出し中「及び教育事務所」を「、教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室」に改め、同条中「及び」を「並びに」に改め、「教育事務所」の下に「及び新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「、新設特別支援学校開校準備班」を削り、同表の社会教育課の項中「生涯学習推進班、社会教育班」を「生涯学習・社会教育推進班、学校・家庭・地域協働推進班」に改める。

第五条第二十四号中「教育事務所」の下に「、新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第八条第十号中「及び幼児教育センター」を「、幼児教育センター及び新設特別支援学校開校準備室」に改める。

第八条の二第十号を次のように改める。

十 新設特別支援学校開校準備室に関すること。

第十号中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校、家庭及び地域の連携及び協働の推進に関すること。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織

(名称及び位置)

第十六条の二 新設特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁新設特別支援学校開校準備室	大分市

(新設特別支援学校開校準備室の事務)

第十六条の三 新設特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関する事。
 - 二 文書の收受、発送及び保存に関する事。
 - 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
 - 四 大分市に新設する新設特別支援学校の開校準備に関する事。
- 第二十一条の次に次の一条を加える。

(室長)

第二十一条の二 新設特別支援学校開校準備室に室長を置く。

2 室長は、教育長の命を受け、新設特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十四条に次の一項を加える。

2 第二十一条の二に規定するものを除き、新設特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。

第二十八条中「並びに教育事務所」を「、教育事務所並びに新設特別支援学校開校準備室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)
- 2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員

会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「教育事務所」の下に「、新設特別支援学校開校準備室」を加える。

提案理由

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進等を図るため、社会教育課の体制を再編するとともに、令和六年度に開校予定の新設特別支援学校の開校準備のため、新設特別支援学校開校準備室を設置するなど、組織の改正を行いたいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織（第四条—第十二条）

第二節 教育事務所の組織（第十三条—第十六条）

第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十

六条の三）

第四節 職制（第十七条—第二十九条）

第三章 教育機関及び附属機関（第三十条—第三十三条）

附則

第一条・第二条 （略）

（本庁、教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室）

第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室をもつて構成する。

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所、室又は班の設置及び名称）

第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

課名	班の名称
(略)	(略)
特別支援教育課	企画・整備班、指導班

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織（第四条—第十二条）

第二節 教育事務所の組織（第十三条—第十六条）

（新設）

第三節 職制（第十七条—第二十九条）

第三章 教育機関及び附属機関（第三十条—第三十三条）

第一条・第二条 （略）

（本庁及び教育事務所）

第三条 教育庁は、本庁及び本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所をもつて構成する。

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所、室又は班の設置及び名称）

第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

課名	班の名称
(略)	(略)
特別支援教育課	企画・整備班、指導班、 <u>新設特別支援学校開校準備班</u>

(略)	(略)
社会教育課	管理予算班、生涯学習・社会教育推進班、学校・家庭・地域協働推進班
(略)	(略)

2 (略)

第五条(教育改革・企画課の分掌事務)
 第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所、新設特別支援学校開校準備室並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事。

二十五 三十 (略)

第五条の二 第七条の二 (略)

(義務教育課の分掌事務)

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 特別支援教育課、幼児教育センター及び新設特別支援学校開校準備室の庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。)に関する事。

(特別支援教育課の分掌事務)

第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 新設特別支援学校開校準備室に関する事。

第九条 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 学校、家庭及び地域の連携及び協働の推進に関する事。
 四 十二 (略)

(略)	(略)
社会教育課	管理予算班、生涯学習推進班、社会教育班
(略)	(略)

2 (略)

第五条(教育改革・企画課の分掌事務)
 第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事。

二十五 三十 (略)

第五条の二 第七条の二 (略)

(義務教育課の分掌事務)

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 特別支援教育課及び幼児教育センターの庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。)に関する事。

(特別支援教育課の分掌事務)

第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 新設特別支援学校開校準備に関する事。

第九条 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 (新設)
 三十一 (略)

第十一条・第十二条 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条～第十六条 (略)

第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織

(名称及び位置)

第十六条の二 新設特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁新設特別支援学校開校準備室	大分市

(新設特別支援学校開校準備室の事務)

第十六条の三 新設特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 大分市に新設する新設特別支援学校の開校準備に関すること。

第四節 職制

第十七条～第二十一条 (略)

(室長)

第二十一条の二 新設特別支援学校開校準備室に室長を置く。

2 室長は、教育長の命を受け、新設特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二条～第二十三条の二 (略)

(参事等)

第二十四条 (略)
(表略)

第十一条・第十二条 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条～第十六条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三節 職制

第十七条～第二十一条 (略)

(新設)

第二十二条～第二十三条の二 (略)

(参事等)

第二十四条 (略)
(表略)

<p>2 第二十一条の二に規定するものを除き、新設特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。</p> <p>第二十五条〜第二十七条 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八条 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに新設特別支援学校開校準備室の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九条〜第三十三条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二十五条〜第二十七条 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八条 本庁の課、所及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九条〜第三十三条 (略)</p>
---	---

○大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、新設特別支援学校開校準備室及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>	<p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、<u>新設特別支援学校開校準備室</u>及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

1 大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）の改正

（改正理由）

令和6年4月に開校予定の新設特別支援学校の開校準備のため、「新設特別支援学校開校準備室」を設置するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進等のため、社会教育課の体制を再編するなど、令和5年度の組織改正に必要な規則改正を行うもの

（改正内容）

- ① 「新設特別支援学校開校準備室」を新設し、特別支援教育課内の「新設特別支援学校開校準備班」を廃止する。（目次、第3条、第4条、第5条、第8条、第8条の2、第16条の2、第16条の3、第21条の2、第24条、第28条関係）
- ② 社会教育課内の「生涯学習推進班」と「社会教育班」を統合し、「生涯学習・社会教育推進班」に改め、新たに「学校・家庭・地域協働推進班」を設置する。（第4条、第10条関係）

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県教育委員会規則第4号）の改正

（改正理由）

令和5年4月1日付けで新設する「新設特別支援学校開校準備室」を公文書公開請求の対象となる機関に追加するもの

（改正内容）

「新設特別支援学校開校準備室」を追加する。（第4条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

令和5年度教育庁組織（本庁）の改正

令和4年度 教育庁組織	令和5年度 教育庁組織
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育改革・企画課 総務班 改革企画班 広報・調整班 法務班 経理班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育改革・企画課 総務班 改革企画班 広報・調整班 法務班 経理班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育デジタル改革室 教育デジタル改革班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育デジタル改革室 教育デジタル改革班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育人事課 企画・研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験・免許班 給与制度班 給与管理班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育人事課 企画・研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験・免許班 給与制度班 給与管理班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育財務課 企画・予算班 学校運営支援班 施設管理班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 教育財務課 企画・予算班 学校運営支援班 施設管理班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 福利課 管理予算班 健康支援班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 福利課 管理予算班 健康支援班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校安全・安心支援課 安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校安全・安心支援課 安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 義務教育課 管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 義務教育課 管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 幼児教育センター </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 幼児教育センター </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #FFD700;"> 特別支援教育課 企画・整備班 指導班 新設特別支援学校開校準備班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #FFD700;"> 特別支援教育課 企画・整備班 指導班 (廃止) </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 高校教育課 管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 高校教育課 管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #FFD700;"> 社会教育課 管理予算班 生涯学習推進班 社会教育班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #FFD700;"> 社会教育課 管理予算班 生涯学習・社会教育推進班 学校・家庭・地域協働推進班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 人権教育・部落差別解消推進課 管理予算班 人権教育推進班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 人権教育・部落差別解消推進課 管理予算班 人権教育推進班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 文化課 教育文化班 文化財班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 文化課 教育文化班 文化財班 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 体育保健課 管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班 全国高校総体準備班 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 体育保健課 管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班 全国高校総体準備班 </div>
<p>14課所室（12課1所1室）</p>	<p>14課所室（12課1所1室）</p>

令和5年度地方機関・教育機関（学校を除く）

令和4年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織

中津教育事務所 総務課
指導課

別府教育事務所 総務課
指導課

大分教育事務所 総務課
指導課

佐伯教育事務所 総務課
指導課

竹田教育事務所 総務課
指導課

日田教育事務所 総務課
指導課

教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当
教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当
特別支援教育部
教育相談部

くじゅうアグリ創生塾 事業課

大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当
サービス課 児童サービス担当
情報サービス担当
郷土資料利用担当
学校・地域支援課 図書館・学校支援担当
地域学習支援担当

香々地青少年の家 事業課

九重青少年の家 事業課

歴史博物館 総務課
企画普及課
学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター 総務課
企画普及課
調査第一課
調査第二課

令和5年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織

中津教育事務所 総務課
指導課

別府教育事務所 総務課
指導課

大分教育事務所 総務課
指導課

佐伯教育事務所 総務課
指導課

竹田教育事務所 総務課
指導課

日田教育事務所 総務課
指導課

新設特別支援学校開校準備室（新設）

教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当
教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当
特別支援教育部
教育相談部

くじゅうアグリ創生塾 事業課

大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当
サービス課 児童サービス担当
情報サービス担当
郷土資料利用担当
学校・地域支援課 図書館・学校支援担当
地域学習支援担当

香々地青少年の家 事業課

九重青少年の家 事業課

歴史博物館 総務課
企画普及課
学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター 総務課
企画普及課
調査第一課
調査第二課

